## 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の骨子(案)

		第2期運営方針(主な見直し内容)	第1期運営方針	
1	基本的事項			
	運営方針の対象期間	·令和3年4月~令和6年3月(3年間)	・平成30年4月~令和3年3月(3年間)	
	PDCA サイクルの確立	・市町村の取組の規定とKPIの設定及びPDCAサイクルの確立 ・見える化の推進	・PDCAサイクルの確立は、2(国保の医療に要する費用及び財政の見通し)で規定	
	第1期運営方針の取組 状況	・赤字補てん目的の法定外繰入を実施した市町村なし。 ・平成30年度から県も国保保健事業を実施(県健診受診勧奨センターの運営等)	_	
2	国保の医療に要する費用及び財政の見通し			
	医療費の動向と将来の 見通し	・見通しに変更なし。	・一人当たりの医療費の増加傾向は続くものの、被保 険者数の減少に伴って、医療費総額は減少する見込	
	財政収支の改善	・令和元年度の決算では、実質収支で赤字の市町村はないが、単年度では 11市町村が赤字。	・平成28年度決算では、実質収支で赤字の市町村が 1で、単年度では8市町村と減少傾向。 (平成27年度16)	
	赤字解消・削減の取組、 目標年次等	・市町村は、保険料負担の緩和を図る等のための法定外一般会計繰入は行わないこととし、行った場合には赤字解消計画を策定し、段階的に赤字の解消に取り組む。	・平成29年度までの累積赤字の解消に取り組む。	
	財政安定化基金の運用	・給付増や収納不足、納付金の急激な増加の抑制に備え、国保特会の剰余 金を財政安定化基金に積み立てていく。	・基金の運用は、市町村と県への貸付及び市町村へ交付を行う。 ・激変緩和措置は、令和5年度までとする。	
	保険者努力支援制度を 活用した財政基盤の強化	・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取り組み、国交付金を 活用し財政基盤の強化	_	
3	納付金及び標準的な保険料	↓(税)の算定方法		
	基本的考え方	・保険料水準の平準化を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指す。 ・統一化に向けては、市町村ごとの医療費水準や健康づくりへの取組や保 険料(税)収納率などの差を縮める取組についても議論	_	
	納付金の算定方法	・納付金の算定方法のうち、国庫負担金等の公費の取扱いを規定 国交付金(県分)は、県で必要な納付金総額の引下げ及び市町村のイン センティブを機能させるためにも活用 ・医療費指数反映係数 α は、将来的にゼロとするが、その実施時期は、保 険料(税)水準の統一化の協議と併せて議論する。 ・納付金算定対象経費の拡充の検討 (出産育児―時金など) ・特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置分の補てんのあり方に ついては、別途市町村と協議して決定する。	・納付金の算定方法は、国の基準に示された算定方式 を基本とし、納付金算定に係る基本的な考え方を規 定	

		第2期運営方針(主な見直し内容)	第1期運営方針	
		第2 新連昌万町 (主な兄直し内谷) ・将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体の意見を伺	・将来的な保険料率の統一化については、市町村の具	
	保険料(税)水準の	・将来的な保険科学の統一化については、市町州の具体の息見を何   い、県運営協議会に諮問	・将来的な保険科学の統一化については、中町村の具	
	あり方	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	営協議会に諮問	
	標準保険料率の算定方法	・標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として活用	・市町村標準保険料率の算定方法は、国の基準に示さ	
			れた算定方式を基本とし、標準保険料率算定に係る	
4	(日本州 (経) 独田の立てた	t++-	基本的な考え方を規定	
4	保険料(税)徴収の適正な気			
	収納対策	<ul><li>・収納率目標から2%を超えた収納率を達成した市町村などに交付金の交付 (将来目標: 97%)</li></ul>	・収納不足に対する要因分析と収納率目標の設定 ・収納率向上等のための県の取組	
		の交付 (将来目標: 97%)  ・収納率向上等のための県と市町村の取組	・収利学内上寺のための <u>県の取組</u>	
4 -	- 2 資格管理の適正な実施	With Light despession We design a same		
	資格管理の適正化対策	・国の基準に準拠した市町村の適正な事務執行の推進	_	
5	保険給付の適正な実施			
	保険給付の適正化対策	・適正な保険給付のための県と市町村の取組	・適正な保険給付のための県の取組	
6				
	取組の方向性	・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画の策定		
	2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・適正化に資する市町村の取組に対する財政支援等		
		・県医療費適正化計画の区分(「健康の保持増進の推進」と	_	
	<b>歴史の日共逆光の米光</b>	「適切な医療の効率的な提供の推進」)に分けて取組を整理 ・適正化のための県と市町村の取組	医房/大要力/ 弗里の安工ルのA は の目の形が	
	健康の保持増進の推進	- ・週上化のための <u>県と中町村の取租</u> - 新たな取組:糖尿病性腎症の重症化予防、重複服薬・多剤投与対策の推進	・医療に要する費用の適正化のための <u>県の取組</u>	
		広く被保険者に対して行う予防・健康づくり		
		高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施		
	適切な医療の効率的な提供	・適正化のための県と市町村の取組		
	の推進			
7	市町村が担う事務の効率化の	•• —		
	第2期運営方針で検討する	・費用対効果の視点で事務の標準化の検討を行うことの明記	・優先的に標準化を検討する11項目を設定	
	項目	・県データヘルス計画による県と市町村の国保保健事業の見直し		
8		ナービスに関する施策との連携		
	保健医療サービス及び	・他の保険(後期高齢者医療、被用者保険、介護保険等)との連携	・保健医療サービス及び福祉サービス等との連携のた	
	福祉サービス等との連携		めの県と市町村の取組を規定	
	生活困窮自立支援制度との	・国保部門の役割として、市町村国保の取組を規定	_	
	連携			
9	市町村相互間の連絡調整等			
		・章の名称を変更 (1期) 国民健康保険の健全な運営	・市町村と国保連合会との連携を規定	
		ı	1	